

各位

株式会社 東北銀行

マイナンバーご提出の猶予期間終了のお知らせ

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の分野における行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入され、投資信託や公共債などのお取引の際にはマイナンバーの届出が必要とされています。

2015年12月31日以前に投資信託口座または債券口座を開設されたお客さまにはご提出の猶予期間が設けられていましたが、2021年12月末に猶予期間が終了します。

つきましては、投資信託口座・債券口座をお持ちでマイナンバーの届出をされていないお客さまは、2021年12月末までにマイナンバーをお届出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
資産運用コンサルティング部
(担当：坂内)
電話番号：019-651-6220

 **東北銀行**
〒020-0023 盛岡市内丸3番1号
電話番号 019-651-6161
FAX 019-653-1291
ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>